

# 介護支援専門員の 資格登録について

岡山県 保健福祉部 長寿社会課

## 介護支援専門員資格管理手続の手引

※各種手続に必要な岡山県収入証紙等については、変更になる場合があるので、申請時に岡山県ホームページ等で確認してください。

令和4年1月

岡山県保健福祉部長寿社会課

# 資格管理について

介護支援専門員の資格管理は、原則、各個人において行うこととなります。ついては、能力向上に資する研修や専門員証の更新に必要な研修については、従事期間を勘案した上で、研修項目や研修時期を自ら把握し、事業所と受講日程を相談の上、研修計画を立てるなどして適時・適切に受講するよう心掛けてください。

とりわけ、介護支援専門員証の交付を受け、ケアマネジャーとして業務に従事している方については、5年間の有効期間内に更新に必要な研修を受講しなかった場合には、ケアマネジャーとして業務に従事できなくなり、事業所の運営にも多大な支障が生じることになりますので十分ご注意ください。

なお、必要となる研修は、次ページ以降の資料を参照するとともに、岡山県保健福祉部長寿社会課のホームページにより随時確認するなどして把握するようにしてください。

# 資格管理について

介護支援専門員の資格管理は、原則、各個人において行うことになります。ついては、能力向上に資する研修や専門員証の更新に必要な研修については、従事期間を勘案した上で、研修項目や研修時期を自ら把握し、事業所と受講日程を相談の上、研修計画を立てるなどして適時・適切に受講するよう心掛けてください。

とりわけ、介護支援専門員証の交付を受け、ケアマネジャーとして業務に従事している方については、5年間の有効期間内に更新に必要な研修を受講しなかった場合には、ケアマネジャーとして業務に従事できなくなり、事業所の運営にも多大な支障が生じることになりますので十分ご注意ください。

なお、必要となる研修は、次ページ以降の資料を参照するとともに、岡山県保健福祉部長寿社会課のホームページにより随時確認するなどして把握するようにしてください。

# 資格管理について

## 《ポイント》

- 資格管理は各個人にて行う
- 更新には研修の受講が必須である
- 専門員証の期間が切れてしまうとケアマネとして従事できなくなる

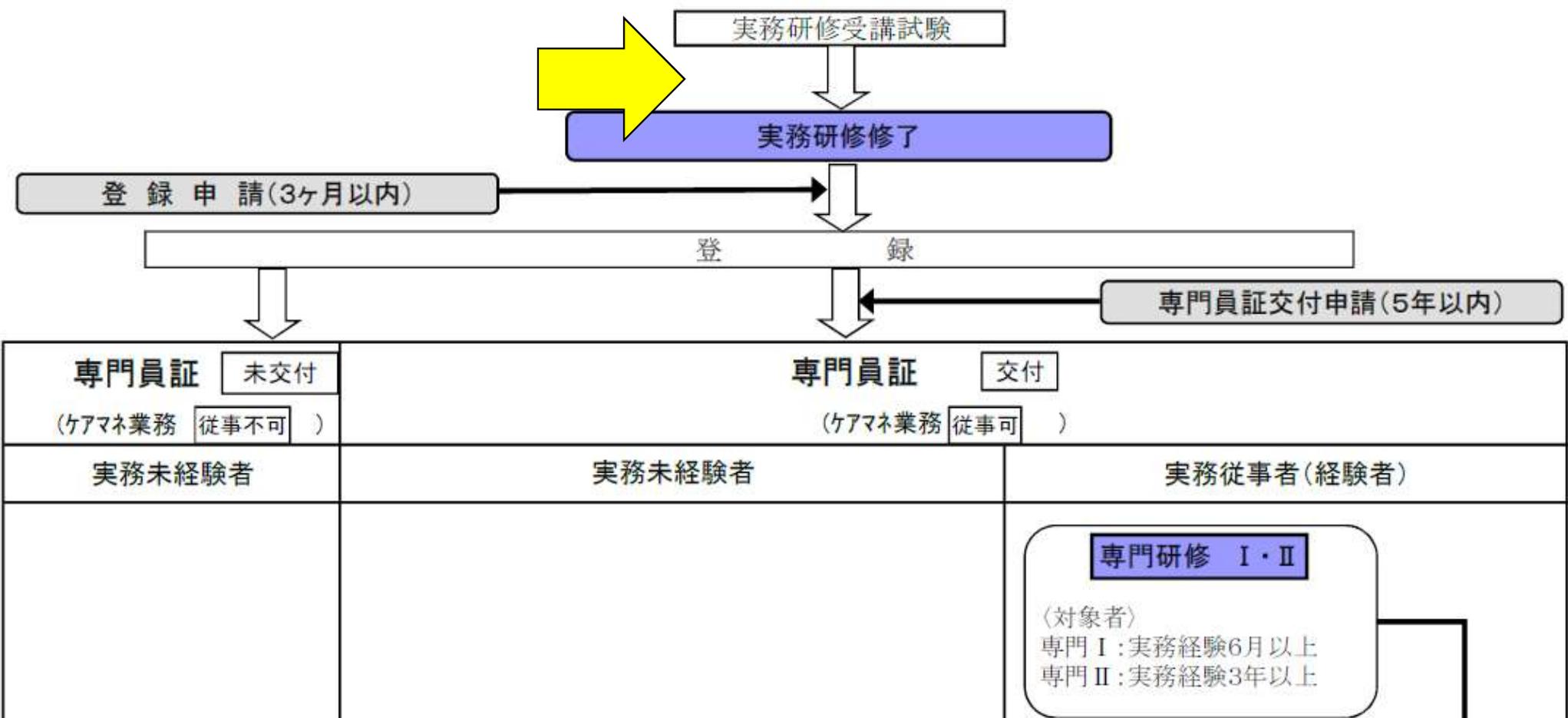
介護支援専門員の資格管理は、原則、各個人において行うことになります。ついては、能力向上に資する研修や専門員証の更新に必要な研修については、従事期間を勘案した上で、研修項目や研修時期を自ら把握し、事業所と受講日程を相談の上、研修計画を立てるなどして適時・適切に受講するよう心掛けてください。

とりわけ、介護支援専門員証の交付を受け、ケアマネジャーとして業務に従事している方については、5年間の有効期間内に更新に必要な研修を受講しなかった場合には、ケアマネジャーとして業務に従事できなくなり、事業所の運営にも多大な支障が生じることになりますので十分ご注意ください。

なお、必要となる研修は、次ページ以降の資料を参照するとともに、岡山県保健福祉部長寿社会課のホームページにより随時確認するなどして把握するようにしてください。

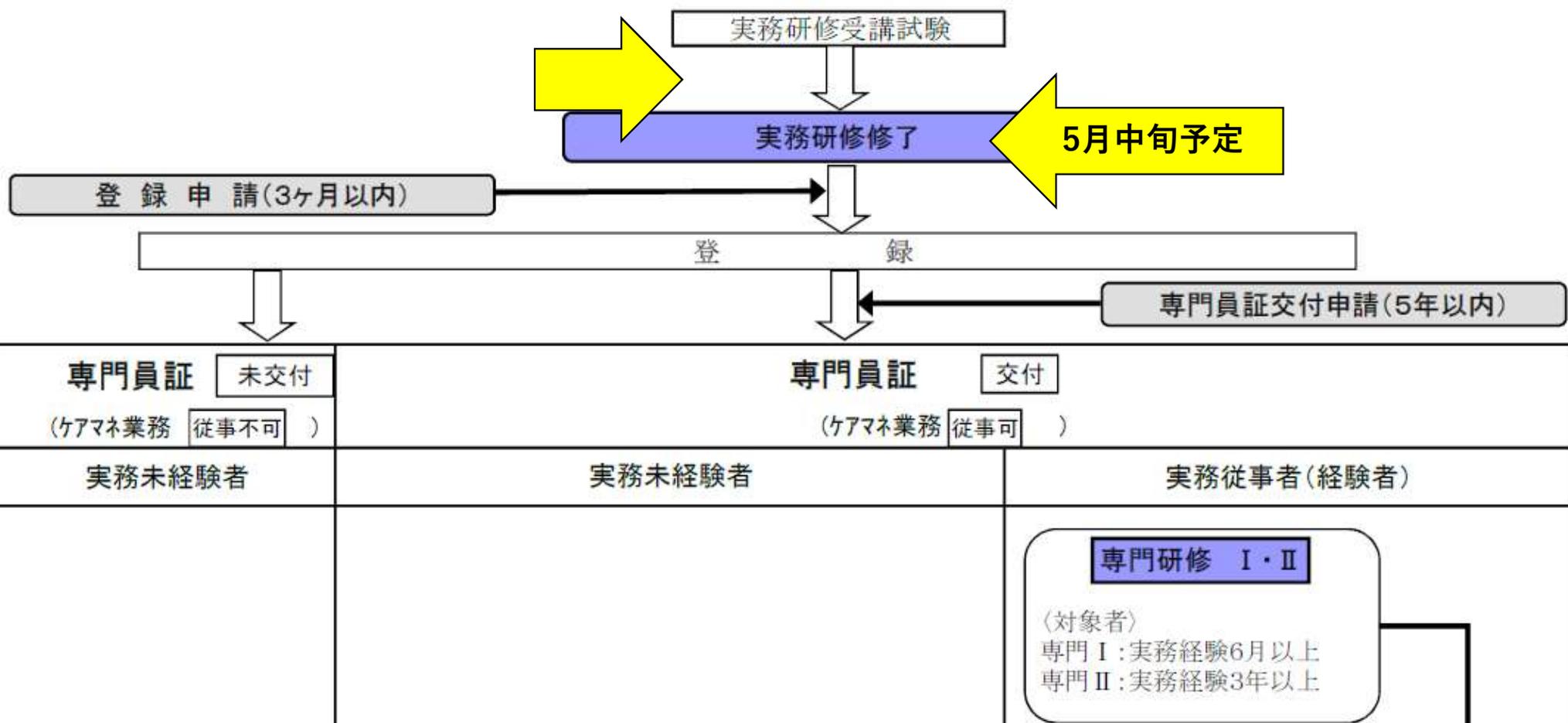
## 資格管理について（実務研修受講者向け）

## 介護支援専門員の資格管理・研修体系



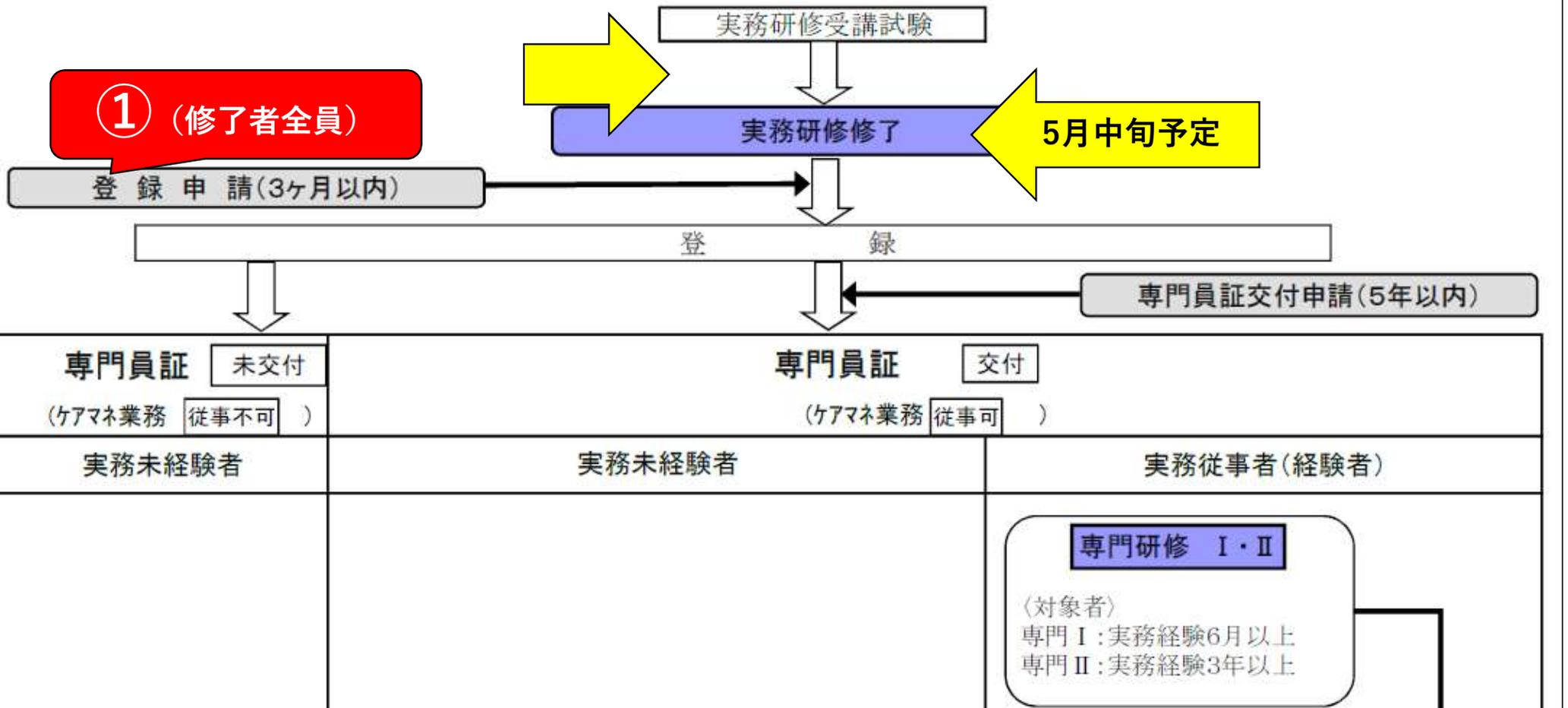
## 資格管理について（実務研修受講者向け）

## 介護支援専門員の資格管理・研修体系



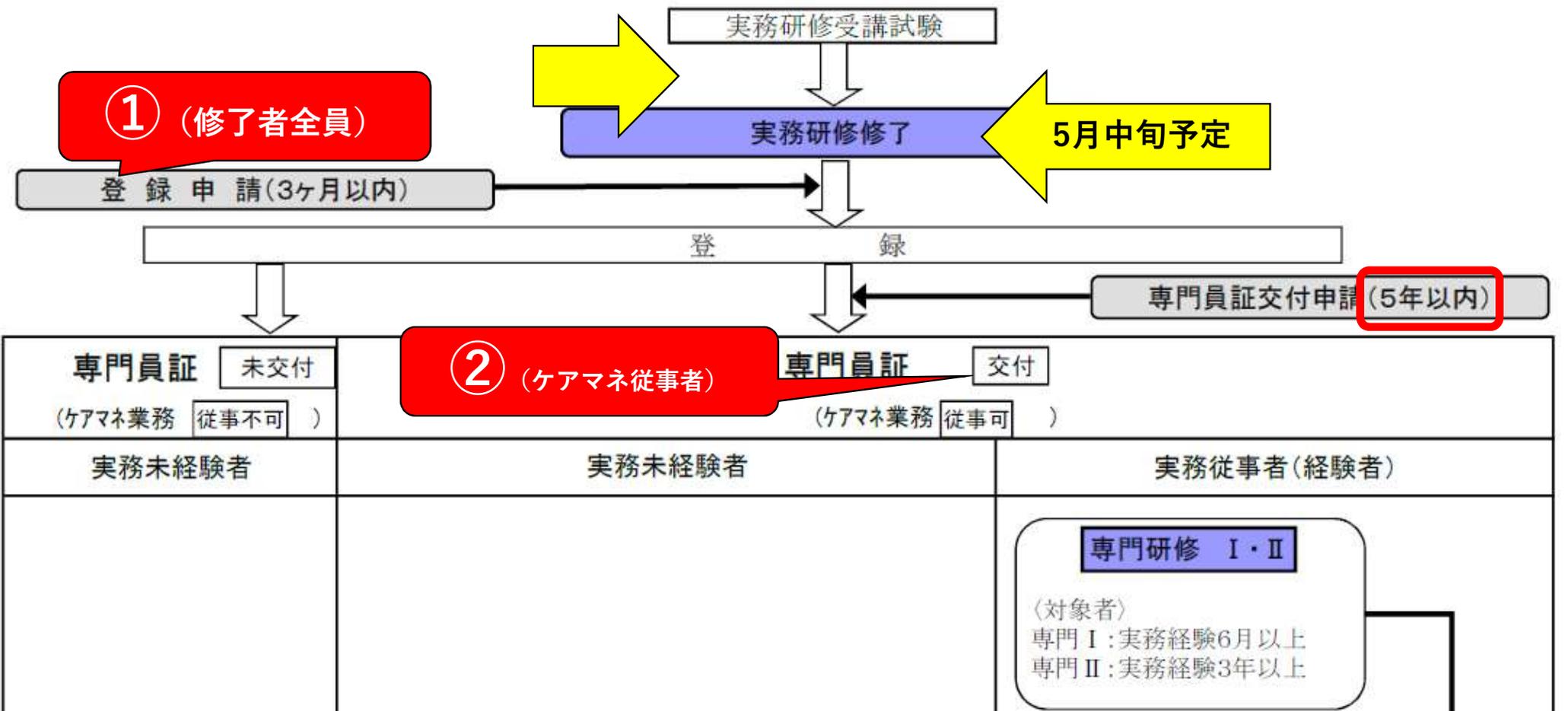
# 資格管理について（実務研修受講者向け）

## 介護支援専門員の資格管理・研修体系



# 資格管理について（実務研修受講者向け）

## 介護支援専門員の資格管理・研修体系







岡山県介護支援専門員研修計画(令和4年度)

対象	専門研修	更新(就業者)研修	主任介護支援専門員更新研修	主任介護支援専門員研修	更新(実務未経験)研修	再研修	実務研修
	I:就業後6か月以上の現任者 II:就業後3年以上の現任者	介護支援専門員証の有効期間が1年以内に満了する者	主任介護支援専門員研修修了証明書の有効期間が2年以内に満了する者で、年4回以上法定外の研修等に参加している者等	実務経験5年以上等十分な知識と経験を有する者	介護支援専門員証の有効期間が1年以内に満了する者	介護支援専門員証の有効期間が満了した者	介護支援専門員実務研修受講試験合格者
2月	《受講申込》 2月下旬～3月末						
3月							
4月							
5月							
6月	●	●					
7月	●	●	《受講申込》 6月下旬～8月中旬				
8月	●	●					
9月	●	●					
10月	●	●	●	《受講申込》 9月中旬～10月中旬			
11月			●		《受講申込》 9月下旬～11月上旬		
12月				●			《受講申込》 試験合格発表後
1月				●			
2月							
3月							
4月							
5月							

《注意》  
各種研修は1年に1回です。  
期限を過ぎての申込はできません。

※研修計画は、目安です。研修申込み時期等が変更になる場合があるので、ホームページ等で必ず確認してください。

# 研修修了後の手続きについて

## 届出・申請様式

- 様式第1号 介護支援専門員登録事項変更届出書 (P12)
- 様式第3号 介護支援専門員証交付申請書 (P13)
- 様式第4号 介護支援専門員証交付申請書(更新) (P14)
- 様式第5号 介護支援専門員登録申請書 (P15)
- 様式第8号 介護支援専門員証書換え交付申請書 (P16)

様式第5号(第5条関係)

介護支援専門員登録申請書

年 月 日

岡山県知事 殿

申請者 住 所  
氏 名

### 【誓約書】

- ① 心身の故障により介護支援専門員の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
- ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ③ 介護保険法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ④ 登録の申請前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者
- ⑤ 介護保険法第69条の38第3項の規定による禁止の処分を受け、その禁止の期間中に第69条の6第1号の規定によりその登録が削除され、まだその期間が経過しない者
- ⑥ 介護保険法第69条の39の規定による登録の削除の処分を受け、その処分の日から起算して5年を経過しない者
- ⑦ 介護保険法第69条の39の規定による登録の削除の処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に登録の削除の申請をした者(登録の削除の申請について相当の理由がある者を除く。)であって、当該登録が削除された日から起算して5年を経過しないもの

私は、上記のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

氏名

印

※ P12以降の書式はサンプルとしてご確認いただき、実際の使用は岡山県長寿社会課ホームページより都度、印刷してご利用いただきますようお願い致します。

# 研修修了後の手続きについて

## 届出・申請様式

- 様式第1号 介護支援専門員登録事項変更届出書 (P12)
- 様式第3号 介護支援専門員証交付申請書 (P13)
- 様式第4号 介護支援専門員証交付申請書(更新) (P14)
- 様式第5号 介護支援専門員登録申請書 (P15)
- 様式第8号 介護支援専門員証書換え交付申請書 (P16)

様式第5号(第5条関係)

介護支援専門員登録申請書

年 月 日

岡山県知事 殿

申請者 住 所  
氏 名

## 【誓約書】

- ① 心身の故障により介護支援専門員の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
- ② 禁罰以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ③ 介護保険法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ④ 登録の申請前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者
- ⑤ 介護保険法第69条の38第3項の規定による禁止の処分を受け、その禁止の期間中に第69条の6第1号の規定によりその登録が削除され、まだその期間が経過しない者
- ⑥ 介護保険法第69条の39の規定による登録の削除の処分を受け、その処分の日から起算して5年を経過しない者
- ⑦ 介護保険法第69条の39の規定による登録の削除の処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に登録の削除の申請をした者(登録の削除の申請について相当の理由がある者を除く。)であって、当該登録が削除された日から起算して5年を経過しないもの

私は、上記のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

氏名

印

**この箇所以外は押印が不要になりました。**

※P12以降の書式はサンプルとしてご確認いただき、実際の使用は岡山県長寿社会課ホームページより都度、印刷してご利用いただきますようお願い致します。

# 更新手続き（実務未経験者）

## 介護支援専門員証の更新交付について

- ・介護支援専門員証の有効期間が1年以内に満了する方は更新研修を受講してください。研修修了後、有効期間満了日までに有効期間の更新申請を行ってください。
- ・研修を修了しただけでは、有効期間を更新したことになりません。
- ・申請の受付は、有効期間満了日の60日前からです。
- ・介護支援専門員証の有効期間を更新せずに、介護支援専門員の実務に従事した場合は、介護保険法第69条の39の規定により登録が削除されることがありますので注意してください。

### ～更新申請に必要な書類～

様式第4号 介護支援専門員証交付申請書（更新）（P14）  
（申請書の右肩に研修の管理番号（受講決定通知等に記載）を記入してください。）

- ・更新研修修了証明書のコピー（更新研修最終日に申請を行う場合は不要）

- ・介護支援専門員証のコピー  
※古い介護支援専門員証（原本）は、新しい介護支援専門員証が手元に届き次第、長寿社会課に返還（郵送）してください。

- ・岡山県収入証紙 2,760円分  
（申請書の収入証紙ちょう付欄に、はがれないように貼り付けてください。）

- ・証明写真 1枚（タテ3cm×ヨコ2.4cm、写真の裏に氏名・生年月日を明記）  
（別紙の写真貼付用台紙の所定の位置に貼り付けて提出してください。）

- ・返信用の封筒（定型用封筒（23cm×12cm、長型3号）に404円分の切手を貼付して宛名を明記。勤務先等への送付を希望する場合は、勤務先名称と介護支援専門員の氏名の両方を必ず明記すること。）

（手続きに必要な岡山県収入証紙や切手等については、変更になる場合があるので、申請時に岡山県ホームページ等で確認して下さい。）

様式第4号(第4条関係)

介護支援専門員証交付申請書(更新)

岡山県 〇〇市 〇〇区 〇〇丁目 〇〇番 〇〇号

申請者 住 所  
氏 名

連絡先電話 昼:( ) -  
夜:( ) -

年 月 日

岡山県収入証紙貼付欄

2,760円

※変更になる場合があるので、申請時に岡山県ホームページ等で確認してください

# 更新手続き (実務未経験者)

## 介護支援専門員証の更新交付について

### ☆写真貼付用台紙

令和3年度  
 研修の種別 実務研修・更新研修(未経験)・再研修  
 (修了した研修に○をしてください)

(管理番号・登録番号)

氏 名

正面・無帽・無背景  
 6月以内に撮影したもの

上の枠内に写真を貼り付けて下さい。

- ・写真の大きさは、タテ3cm × ヨコ2.4cm です。
- ・写真の裏に氏名・生年月日を記入して上部の枠内に貼り付けてください。
- ・写真の画像を電子データに加工して、介護支援専門員証を作成します。加工に適さない写真は、差し替えをお願いすることがあります。(証の交付日が遅れます。)
- ・写真の仕上がりは、現物とは色合い等が多少異なることもありますので、ご了承ください。

- ・返信用の封筒(定型用封筒(23cm×12cm、長型3号)に404円分の切手を貼付して宛名を明記。勤務先等への送付を希望する場合は、勤務先名称と介護支援専門員の氏名の両方を必ず明記すること。)

付申請書(更新)

年 月 日

紙貼付欄

県ホームページ等で確認してください

- ・介護支援専門員証の有効期間が修了後、有効期間満了日までに
- ・研修を修了しただけでは、有効
- ・申請の受付は、有効期間満了日
- ・介護支援専門員証の有効期間が介護保険法第69条の39の規定

#### ～更新申請に必要な書類～

様式第4号 介護支援専門員証  
 (申請書の右肩に研修の管理番号を記入)

・更新研修修了証明書のコピー

・介護支援専門員証のコピー  
 ※古い介護支援専門員証(長寿社会課に返還(郵送)

・岡山県収入証紙 2,760円分  
 (申請書の収入証紙ちょうだい欄に貼付)

・証明写真 1枚(タテ3cm×ヨコ2.4cm)  
 (別紙の写真貼付用台紙の裏面に貼付)

(手続きに必要な岡山県収入証紙や切手等については、変更になる場合があるので、申請時に岡山県ホームページ等で確認して下さい。)

# 更新手続き（実務未経験者）

## 介護支援専門員証の更新交付について

- ・介護支援専門員証の有効期間が1年以内に満了する方は更新研修を受講してください。研修修了後、有効期間満了日までに有効期間の更新申請を行ってください。
- ・研修を修了しただけでは、有効期間を更新したことになりません。
- ・申請の受付は、有効期間満了日の60日前からです。
- ・介護支援専門員証の有効期間を更新せずに、介護支援専門員の実務に従事した場合は、介護保険法第69条の39の規定により登録が削除されることがありますので注意してください。

### ～更新申請に必要な書類～

様式第4号 介護支援専門員証交付申請書（更新）（P14）  
（申請書の右肩に研修の管理番号（受講決定通知等に記載）を記入してください。）

- ・更新研修修了証明書のコピー（更新研修最終日に申請を行う場合は不要）

- ・介護支援専門員証のコピー  
※古い介護支援専門員証（原本）は、新しい介護支援専門員証が手元に届き次第、長寿社会課に返還（郵送）してください。

- ・岡山県収入証紙 2,760円分  
（申請書の収入証紙ちょう付欄に、はがれないように貼り付けてください。）

- ・証明写真 1枚（タテ3cm×ヨコ2.4cm、写真の裏に氏名・生年月日を明記）  
（別紙の写真貼付用台紙の所定の位置に貼り付けて提出してください。）

- ・返信用の封筒（定型用封筒（23cm×12cm、長型3号）に404円分の切手を貼付して宛名を明記。勤務先等への送付を希望する場合は、勤務先名称と介護支援専門員の氏名の両方を必ず明記すること。）

（手続きに必要な岡山県収入証紙や切手等については、変更になる場合があるので、申請時に岡山県ホームページ等で確認して下さい。）

様式第4号(第4条関係)  
介護支援専門員証交付申請書(更新)

年 月 日

岡山県知事 殿

〒

申請者 住 所  
氏 名

連絡先電話 昼:( ) -  
夜:( ) -

岡山県収入証紙貼付欄

2,760円

(※変更になる場合があるので、申請時に岡山県ホームページ等で確認してください)

## 《注意！》

- ★介護支援専門員証のコピーはA4サイズで！
- ★岡山県収入証紙はピッタリの額で！  
（収入印紙ではありませんので注意）
- ★受付は有効期限満了日の60日前から！
- ※交付スケジュールについては別紙にて

## 交付スケジュール（更新研修修了者）

○ R 3 年度更新研修修了者の専門員証交付スケジュール（予定）

（R 4 年）

有効期間満了月	申請書類受付日	証交付年月日	発送予定日
4月5日までに満了する方	研修最終日（3月7日、8日、9日）～有効期間満了日まで	随時	3月17日・24日 （以上、希望者）、3月30日他
4月6日以降に満了する方	有効期間満了日の60日前～有効期間満了日前日まで	随時	申請書受付日より1か月程度

# 交付スケジュール（更新研修修了者）

## ☆写真貼付用台紙

令和3年度  
研修の種類 実務研修・更新研修（未経験）・再研修  
(修了した研修に○をしてください)

(管理番号・登録番号)

氏 名

正面・無帽・無背景  
6月以内に撮影したもの

上の枠内に写真を貼り付けて下さい。

- ・写真の大きさは、タテ3cm × ヨコ2.4cm です。
- ・写真の裏に氏名・生年月日を記入して上部の枠内に貼り付けてください。
- ・写真の画像を電子データに加工して、介護支援専門員証を作成します。加工に適さない写真は、差し替えをお願いすることがあります。(証の交付日が遅れます。)
- ・写真の仕上がりは、現物とは色合い等が多少異なることもありますので、ご了承ください。

### ～差し替えをお願いする写真の例～

- 1 写真全体の色が暗い
- 2 顔画像が極端に小さい
- 3 画質が悪い（目視では問題なく見えても、電子データに加工した時に、画像に細かい線ができることがあります）
- 4 デジタルカメラで撮影し、写真のプリントに適さない紙に印刷している 等

### 〔（更新研修修了者向け）介護支援専門員証の発送希望日〕

有効期間満了日が令和4年4月5日までで、かつ、更新研修修了後すぐ介護支援専門員の業務に従事する予定がある方は、介護支援専門員証の発送希望日を下記①～②から選び、○をつけてください。

○がない場合、発送日は3月30日になります。

なお、有効期間満了日が4月6日以降の方は回答の必要はありません。

(有効期間満了日が3月20日までの方)

①3月17日（木）の介護支援専門員証の発送を希望する。

(有効期間満了日が4月20日までの方)

②3月24日（木）の介護支援専門員証の発送を希望する。

## 交付スケジュール（更新研修修了者）

○ R 3 年度更新研修修了者の専門員証交付スケジュール（予定）

（R 4 年）

有効期間満了月	申請書類受付日	証交付年月日	発送予定日
4月5日までに満了する方	研修最終日（3月7日、8日、9日）～有効期間満了日まで	随時	3月17日・24日 （以上、希望者）、3月30日他
4月6日以降に満了する方	有効期間満了日の60日前～有効期間満了日前日まで	随時	申請書受付日より1か月程度

# 交付手続き（再研修修了者）

## 有効期間が満了した場合の介護支援専門員証の交付について

- ・有効期間が満了した場合は再研修を受講して下さい。再研修修了後、交付申請をして下さい。
- ・再研修を修了しても、介護支援専門員証の交付を受けるまでは、介護支援専門員の業務に従事できません。証の交付を受ける前に、介護支援専門員の業務に従事した場合は、介護保険法第69条の39の規定により登録が削除されることがありますので、注意してください。

### ～介護支援専門員証の交付申請に必要な書類～

- ・様式第3号 介護支援専門員証交付申請書（P13）  
（申請書の右肩に研修の管理番号（受講決定通知等に記載）を記入してください。）
- ・再研修修了証明書のコピー（再研修最終日に申請する場合は不要）
- ・岡山県収入証紙 2,660円分  
（申請書の収入証紙ちょう付欄に、はがれないように貼り付けてください。）
- ・証明写真 1枚（タテ3cm×ヨコ2.4cm、写真の裏に氏名・生年月日を明記）  
（別紙の写真貼付用台紙の所定の位置に貼り付けて提出してください。）
- ・返信用の封筒（定型用封筒（23cm×12cm、長型3号）に404円分の切手を貼付して宛名を明記。勤務先等への送付を希望する場合は、勤務先名称と介護支援専門員の氏名の両方を必ず明記すること。）

※介護支援専門員登録証明書（原本）又は介護支援専門員証（原本）は、新しい介護支援専門員証が手元に届き次第、長寿社会課に返還（郵送）してください。

（手続に必要な岡山県収入証紙や切手等については、変更になる場合があるので、申請時に岡山県ホームページ等で確認して下さい。）

様式第3号(第4条関係)

介護支援専門員証交付申請書

年 月 日

申請者 住 所  
氏 名  
連絡先電話 昼:( ) -  
夜:( ) -

### 記入上の注意

- 1 氏名は、楷書で明瞭に記入すること。
- 2 登録番号は、8桁のコード番号を記入すること(不明の場合は、空欄のままとする。)
- 3 登録の申請又は登録の移転申請を併せて行う場合は1～5の記載を省略することができる。ただし、再研修を修了した旨の証明を受けることが必要な場合は、すべてを記載すること。

### 岡山県収入証紙貼付欄

2,660円

(※変更になる場合があるので、申請時に)

上記の者は、次のとおり再研修を修了していることを証明します。

修了年月日 年 月 日

# 交付手続き (再研修修了者)

## 有効期間が満了した場合の介護支援専門員証の交付について

- ・有効期間が満了した場合は再研修を受ける必要があります。
- ・再研修を修了しても、介護支援専門員証の交付を受けられません。証の交付を受けようとする場合は、介護支援専門員法第69条の39の規定により再研修を受ける必要があります。

### ～介護支援専門員証の交付～

- ・様式第3号 介護支援専門員証交付申請書 (申請書の右肩に研修の管理番号を記入してください)
- ・再研修修了証明書のコピー
- ・岡山県収入証紙 2, 66円 (申請書の収入証紙ちょうだい欄に貼ってください)
- ・証明写真 1枚 (タテ3cm × ヨコ2.4cm) (別紙の写真貼付用台紙の裏面に貼ってください)
- ・返信用の封筒 (定型用封筒) (宛名を明記し、返信用の封筒に貼ってください)

※介護支援専門員登録証明書が手元に届き次第、再研修修了証明書を提出してください。

(手続に必要な岡山県収入証紙や切手等については、変更になる場合がありますので、申請時に岡山県ホームページ等で確認して下さい。)

様式第3号(第4条関係)

介護支援専門員証交付申請書

年 月 日

## ☆写真貼付用台紙

令和3年度  
研修の種別 実務研修・更新研修(未経験)・再研修  
(修了した研修に○をしてください)

(管理番号・登録番号)

氏 名

正面・無帽・無背景  
6月以内に撮影したもの

上の枠内に写真を貼り付けて下さい。

- ・写真の大きさは、タテ3cm × ヨコ2.4cm です。
- ・写真の裏に氏名・生年月日を記入して上部の枠内に貼り付けてください。
- ・写真の画像を電子データに加工して、介護支援専門員証を作成します。加工に適さない写真は、差し替えをお願いすることがあります。(証の交付日が遅れます。)
- ・写真の仕上がりは、現物とは色合い等が多少異なることもありますので、ご了承ください。

写真の裏面に氏名・生年月日を記入してください。  
(1～5の記載を省略することができます。必要な場合は、すべてを記載すること。)

上記の者は、次のとおり再研修を修了していることを証明します。

修了年月日 年 月 日

# 交付手続き（再研修修了者）

## 有効期間が満了した場合の介護支援専門員証の交付について

- ・有効期間が満了した場合は再研修を受講して下さい。再研修修了後、交付申請をして下さい。
- ・再研修を修了しても、介護支援専門員証の交付を受けるまでは、介護支援専門員の業務に従事できません。証の交付を受ける前に、介護支援専門員の業務に従事した場合は、介護保険法第69条の39の規定により登録が削除されることがありますので、注意してください。

### ～介護支援専門員証の交付申請に必要な書類～

- ・様式第3号 介護支援専門員証交付申請書（P13）  
（申請書の右肩に研修の管理番号（受講決定通知等に記載）を記入してください。）
- ・再研修修了証明書のコピー（再研修最終日に申請する場合は不要）
- ・岡山県収入証紙 2,660円分  
（申請書の収入証紙ちょう付欄に、はがれないように貼り付けてください。）
- ・証明写真 1枚（タテ3cm×ヨコ2.4cm、写真の裏に氏名・生年月日を明記）  
（別紙の写真貼付用台紙の所定の位置に貼り付けて提出してください。）
- ・返信用の封筒（定型用封筒（23cm×12cm、長型3号）に404円分の切手を貼付して宛名を明記。勤務先等への送付を希望する場合は、勤務先名称と介護支援専門員の氏名の両方を必ず明記すること。）

※介護支援専門員登録証明書（原本）又は介護支援専門員証（原本）は、新しい介護支援専門員証が手元に届き次第、長寿社会課に返還（郵送）してください。

（手続に必要な岡山県収入証紙や切手等については、変更になる場合があるので、申請時に岡山県ホームページ等で確認して下さい。）

様式第3号(第4条関係)

介護支援専門員証交付申請書

岡山県知事 殿

年 月 日

〒

申請者 住 所  
氏 名

連絡先電話 昼:( ) -  
夜:( ) -

#### 記入上の注意

- 1 氏名は、楷書で明瞭に記入すること。
- 2 登録番号は、8桁のコード番号を記入すること（不明の場合は、空欄のままとする。）。
- 3 登録の申請又は登録の移転申請を併せて行う場合は1～5の記載を省略することができる。ただし、再研修を修了した旨の証明を受けることが必要な場合は、すべてを記載すること。

#### 岡山県収入証紙貼付欄

2,660円

（※変更になる場合があるので、申請時に

上記の者は、次のとおり再研修を修了していることを証明します。

修了年月日 年 月 日

## 《注意！》

★岡山県収入証紙はピッタリの額で！

（収入印紙ではありませんので注意）

※交付スケジュールについては別紙にて

## 交付スケジュール（再研修修了者）

○ R 3 年度再研修修了者の専門員証交付スケジュール（予定）

（ R 4 年 ）

申請書類受付日	証交付年月日	発送予定日
研修最終日（3月7日、8日、9日）	3月25日	3月30日
研修最終日以降	随時	申請書受付日より1か月程度

## よくある質問

- 氏名や住所が変更になった場合は、次の更新時にその旨を申請すれば良いですか？
  
- 更新前の研修申込が間に合わず、専門員証の有効期限満了日を越えてしまった場合、ケアマネ試験から受け直しますか？

## よくある質問

- 氏名や住所が変更になった場合は、次の更新時にその旨を申請すれば良いですか？

→ **いいえ、変更となった時点でP12変更届出書 + 必要書面の提出が必要です。**

- 更新前の研修申込が間に合わず、専門員証の有効期限満了日を越えてしまった場合、ケアマネ試験から受け直しますか？

## よくある質問

- 氏名や住所が変更になった場合は、次の更新時にその旨を申請すれば良いですか？

→ **いいえ、変更となった時点でP12変更届出書＋必要書面の提出が必要です。**

- 更新前の研修申込が間に合わず、専門員証の有効期限満了日を越えてしまった場合、ケアマネ試験から受け直しますか？

→ **いいえ、登録自体は残るので、再研修を修了すれば再度専門員証の発行は可能です。（有効期限満了日が過ぎて以降のケアマネとしての従事はできません）**

## 本日のまとめ

- ① **ケアマネの資格管理は自己管理！**
- ② **更新に必要な研修は年に1回！**
- ③ **専門員証の有効期間満了日に注意！**